

デイサービスセンター神田山長生園運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人藤田長生会が開設する通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な通所介護を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター神田山長生園
- (2) 所在地 広島市東区牛田新町一丁目18番1号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 常勤兼務1名 非常勤兼務4名
利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施を行う。
- (3) 看護職員 非常勤兼務4名
健康管理、健康指導を行うほか、居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員 常勤専従7名 常勤兼務1名 非常勤専従11名 非常勤兼務7名
利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 常勤専従1名 非常勤兼務4名
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時50分から午後4時00分とする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は、34人とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 食事サービス

- (4) 入浴サービス
- (5) 生活指導
- (6) 個別機能訓練
- (7) レクリエーション
- (8) 日常動作訓練

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、路程1キロメートル当たり20円を実費とし徴収する。
- 3 食材費として1回600円、利用日当日キャンセルの場合は食材費を徴収する。遠足等外出時における特別の交通費、入園料、施設内における手芸、生け花等の材料費についてはその実費を徴収する。
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(介護給付費等の根拠となる記録の保管管理)

第9条 サービス提供記録及び、介護給付費等に係る書類は、サービス終了後5年保存するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 事業所の通常の事業の実施地域は、広島市内・安芸郡府中町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 他の利用者並びに事業所に対する迷惑行為については厳に慎むこと。
- (2) 機能訓練器具使用の際、訓練指導員の指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第12条 通所介護従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

(相談・苦情に関する対応)

第15条 事業所は、指定通所介護の提供に係る利用者及び家族からの相談・苦情に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切な対応のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第16条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2. 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則

的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止のための措置)

第 17 条 事業所は虐待の発生又は、再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に開催する。
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を設置する。
2. 事業所は、当該事業所従業者又は、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 18 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由を、利用者、家族にあらかじめ説明し同意を得、記録するものとする。

(感染症)

第 19 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所に置いて、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 20 条 事業所は、感染症や災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント)

第 21 条 事業所は、適切な指定通所介護等を提供する観点から、事業所内や利用者等との関わりにおいて行われる性的な言動、または優越的な関係を背景とした言動等であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条

1. 事業所は、従業者の質的向上を図るため、定期的に研修に参加する機会を設ける。
2. 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
3. 従業者であつた者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4. この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人藤田長生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成12年 10月 1日から施行する。
- この規程は、平成13年 11月 1日から施行する。
- この規程は、平成14年 7月 1日から施行する。
- この規程は、平成19年 10月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成22年 11月 1日から施行する。
- この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成23年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成23年 11月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 10月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年 10月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 1月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 10月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 9月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 10月 1日から施行する。
- この規程は、平成28年 2月 1日から施行する。
- この規程は、平成28年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年 4月 17日から施行する。
- この規程は、平成30年 2月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 8月 13日から施行する。
- この規程は、平成30年 10月 1日から施行する。
- この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 1年 8月 1日から施行する。
- この規程は、令和 1年 10月 1日から施行する。
- この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 4年 4月 18日から施行する。
- この規程は、令和 4年 12月 1日から施行する。
- この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 4月 15日から施行する。
- この規程は、令和 6年 5月 1日から施行する。
- この規程は、令和 7年 5月 1日から施行する。
- この規程は、令和 7年 5月 15日から施行する。